

県基本方針（概要）見直し内容対比表

見直し部分 (内容変更・追加事項)

改 正 案	現 行
<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の概要 (令和5年〇月改訂)</p> <p>群馬県農政部</p>	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の概要 (令和3年4月改訂)</p> <p>群馬県農政部</p>
<p>まえがき</p> <p>1 基本方針策定のねらい</p> <p>農業の果たしている重要な役割、農業をとりまく情勢の変容等を踏まえ、将来にわたって本県農業の健全な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成していくことが緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確化するとともに、農業経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置等についてその基本的な指針を定めるものとする。</p>	<p>まえがき</p> <p>1 基本方針策定のねらい</p> <p>農業の果たしている重要な役割、農業をとりまく情勢の変容等を踏まえ、将来にわたって本県農業の健全な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成していくことが緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確化するとともに、農業経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置等についてその基本的な指針を定めるものとする。</p>

2 基本方針の位置付け

本基本方針は、市町村において策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針とする。

3 基本方針に定める事項

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ・効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ・農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- ・その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ・農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的事項
- ・農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

4 基本方針の目標年次

本基本方針の目標年次は、令和12年とする。
但し、概ね5年後を目途に見直しを行うものとする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状と課題

- ・利根川水系の豊富な水資源、標高差のある変化に富んだ地形や長い日照時間等の自然条件と、大消費地に近接する有利な立地条件等の栽培条件を活かし、1年を通して多彩な農業が営まれている。
- ・全国トップクラスの品目も多数生産しているほか、地域の特色を生かした多彩な農産物の生産も盛んであり、首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。
- ・農家戸数の減少、基幹的農業従事者の高齢化が進む一方、農業法人数の増加や経営の規模拡大も進展している。
- ・耕地面積は減少傾向にあり、遊休農地の発生防止と解消を図り、地域農業の担い手への生産性の高い農地の確保と集積・集約化が課題となっている。

2 本県の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

- ・需要動向に即応した地域農業生産の再編成を基本に、省力化やコスト低減、生産量の増大、高品質・高付加価値化等による収益性の高い農業生産を目指し、新鮮で安全な食料の安定的な供給に取り組む。
- ・企業的な経営体や新規就農者の確保・育成、農外からの企業参入、農福連携、外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の営農維持等を推進し、地域農業を支える多様な農業従事者・経営体を確保する。
- ・地域農業を担い、規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化や集落営農組織等の確保・育成を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化させ、農業の構造改革の推進と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

- ・他産業従事者並みの年間労働時間で、他産業従事者並みの所得水準を確保できる効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成

2 基本方針の位置付け

本基本方針は、市町村において策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針とする。

3 基本方針に定める事項

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ・効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- ・農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的事項
- ・農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

4 基本方針の目標年次

本基本方針の目標年次は、令和12年とする。
但し、概ね5年後を目途に見直しを行うものとする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状と課題

- ・利根川水系の豊富な水資源、標高差のある変化に富んだ地形や長い日照時間等の自然条件と、大消費地に近接する有利な立地条件等の栽培条件を活かし、1年を通して多彩な農業が営まれている。
- ・全国トップクラスの品目も多数生産しているほか、地域の特色を生かした多彩な農産物の生産も盛んであり、首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。
- ・農家戸数の減少、基幹的農業従事者の高齢化が進む一方、農業法人数の増加や経営の規模拡大も進展している。
- ・耕地面積は減少傾向にあり、遊休農地の発生防止と解消を図り、地域農業の担い手への生産性の高い農地の確保と集積・集約化が課題となっている。

2 本県の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

- ・需要動向に即応した地域農業生産の再編成を基本に、省力化やコスト低減、生産量の増大、高品質・高付加価値化等による収益性の高い農業生産を目指し、新鮮で安全な食料の安定的な供給に取り組む。
- ・企業的な経営体や新規就農者の確保・育成、農外からの企業参入、農福連携、適正な外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の営農維持等を推進し、地域農業を支える多様な農業従事者・経営体を確保する。
- ・地域農業を担い、規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化や集落営農組織等の確保・育成を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化させ、農業の構造改革の推進と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

- ・他産業従事者並みの年間労働時間で、他産業従事者並みの所得水準を確保できる効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成

・効率的かつ安定的な農業経営が本県農業の相当部分を担う農業構造の確立

<効率的かつ安定的な農業経営の目標>

主たる農業従事者の年間労働時間の目標： 1,750～2,000時間程度

主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標： 概ね500万円

1経営体当たりの年間農業所得の目標： 概ね750万円

<効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の方向性>

(1) 認定農業者の確保・育成

- ・認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画に基づく経営改善に向けて、自らの創意工夫で経営改善を進めようとする者に対する支援
- ・農業経営改善計画の申請手続のオンライン化推進による利便性の向上
- ・更なる経営発展のため、県・市町村は専門的な知識を有する者等の活用による計画の実践結果の分析と新たな計画作成を推進
- ・規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化を推進

(2) 集落営農組織等の確保・育成

- ・地域の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化、法人化を推進
- ・法人化した組織の次世代リーダーの育成や組織間連携の推進など、法人運営の高度化を支援
- ・米麦に加え、野菜等の新規作物導入の取組を推進し、経営の複合化による経営体質の強化を促進
- ・効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が当面困難な地域においては、組織化を図り、集落営農組織を育成

(3) 女性農業者の経営参画の推進

- ・家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進や起業等を通じた農業経営への参画を促進

(4) 農村起業の確保・育成

- ・地域資源を活用した地域活性化への活動、経営の多角化、他産業との連携等を推進し、新たなビジネスを創出

(5) 企業等の農業参入の推進

- ・担い手の一形態として企業等の農業参入を推進する。地域との協調の下、相談窓口の運営や企業等と地域との調整活動支援を実施

(6) 農業を支える多様な人材や経営体の活躍推進

- ・働き方改革等による働きやすい環境づくり、農福連携、外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の維持等の推進により、農業の現場で必要な多様な人材を確保

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・育成の基本的な考え方

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

- ・45歳未満の新規就農者の確保目標を年間170人
- ・45歳以上65歳未満の中高齢者について、他産業従事経験等を活かし意欲的な者を積極的に支援

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

・効率的かつ安定的な農業経営が本県農業の相当部分を担う農業構造の確立

<効率的かつ安定的な農業経営の目標>

主たる農業従事者の年間労働時間の目標： 1,750～2,000時間程度

主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標： 概ね500万円

1経営体当たりの年間農業所得の目標： 概ね750万円

<効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の方向性>

(1) 認定農業者の確保・育成

- ・認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画に基づく経営改善に向けて、自らの創意工夫で経営改善を進めようとする者に対する支援
- ・農業経営改善計画の申請手続のオンライン化推進による利便性の向上
- ・更なる経営発展のため、県・市町村は専門的な知識を有する者等の活用による計画の実践結果の分析と新たな計画作成を推進
- ・規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化を推進

(2) 集落営農組織等の確保・育成

- ・地域の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化、法人化を推進
- ・米麦に加え、野菜等の新規作物導入の取組を推進し、経営の複合化による経営体質の強化を促進
- ・法人化した組織の次世代リーダーの育成や組織間連携の推進など、法人運営の高度化を支援
- ・効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が当面困難な地域においては、組織化を図り、集落営農組織を育成

(3) 女性農業者の経営参画の推進

- ・家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進や起業等を通じた農業経営への参画を促進

(4) 農村起業の確保・育成

- ・地域資源を活用した地域活性化への活動、経営の多角化、他産業との連携等を推進し、新たなビジネスを創出

(5) 企業等の農業参入の推進

- ・担い手の一形態として企業等の農業参入を推進する。地域との協調の下、相談窓口の運営や企業等と地域との調整活動支援を実施

(6) 農業を支える多様な人材や経営体の活躍推進

- ・働き方改革等による働きやすい環境づくり、農福連携、適正な外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の維持等の推進により、農業の現場で必要な多様な人材を確保

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・育成の基本的な考え方

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

- ・45歳未満の新規就農者の確保目標を年間170人
- ・45歳以上65歳未満の中高齢者について、他産業従事経験等を活かし意欲的な者を積極的に支援

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

主たる農業従事者の年間労働時間の目標： 1,750～2,000時間程度

主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標： 概ね250万円

1経営体当たりの年間農業所得の目標： 概ね350万円

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

- ・県内14カ所に就農相談窓口を設置し、様々な相談に対応
- ・提案型の産地受入体制の整備
- ・効率的かつ計画的な研修が可能な体制整備

5 地域営農の活性化

- ・農業者が地域の現状と将来の課題を関係者で共有し、策定された「地域計画」を鑑み、今後の農地利用を担う農業経営体等への農地集積・集約を促進するとともに、将来を見据えた地域農業の担い手の確保を推進

6 地帯別の取組

- ・基盤整備事業等による生産基盤の整備を促進
- ・土地利用型農業については、農地中間管理機構が行う事業等を活用した規模拡大、農地の連坦化による生産性の向上を促進
- ・集約型農業については、産地形成、ブランド化等を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成

(1) 平坦地域

- ・水田作地域では、集落営農組織の確保・育成、面的集積による生産性の向上、複合化や法人化による経営力の強化を推進
- ・畑作地域では、園芸作物や畜産経営等における生産技術の高度化・規模拡大等による経営の効率化を推進

(2) 中山間地域

- ・水田農業においては、機械・施設の共同利用や農作業受託体制整備を支援し、低コストで、品質の安定した水稻生産を推進
- ・畑作においては、面的集積による露地野菜、こんにゃく、畜産等を主体とする大規模な担い手の育成、観光との連携や加工等の付加価値の高い農業生産を推進
- ・遊休農地の発生防止・再生活動・有効利用の促進、鳥獣害対策の取組支援

7 地域段階における推進母体への支援

- ・関係機関が連携した地域担い手協議会等が地域段階における推進母体となり、課題や情報を共有・分析し、一体的に活動することが必要
- ・県担い手協議会と共に、地域担い手協議会等との連携強化や情報共有などの支援

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の3の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数 51

- ・形態別類型数 個別経営 49、組織経営 2
- ・地域別類型数 中部 38、西部 29、吾妻 20、利根 26、東部 32

主たる農業従事者の年間労働時間の目標： 1,750～2,000時間程度

主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標： 概ね250万円

1経営体当たりの年間農業所得の目標： 概ね350万円

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

- ・県内14カ所に就農相談窓口を設置し、様々な相談に対応
- ・提案型の産地受入体制の整備
- ・効率的かつ計画的な研修が可能な体制整備

5 地域営農の活性化

- ・農業者が地域の現状と将来の課題を関係者で共有し、実質化された「人・農地プラン」を鑑み、今後の農地利用を担う中心経営体への農地集積・集約化を促進するとともに、将来を見据えた地域農業の担い手の確保を推進

6 地帯別の取組

- ・基盤整備事業等による生産基盤の整備を促進
- ・土地利用型農業については、農地中間管理機構が行う事業、利用権設定等促進事業等を活用した規模拡大、農地の連坦化による生産性の向上を促進
- ・集約型農業については、産地形成、ブランド化等を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成

(1) 平坦地域

- ・水田作地域では、集落営農組織の確保・育成、面的集積による生産性の向上、複合化や法人化による経営力の強化を推進
- ・畑作地域では、園芸作物や畜産経営等における生産技術の高度化・規模拡大等による経営の効率化を推進

(2) 中山間地域

- ・水田農業においては、機械・施設の共同利用や農作業受託体制整備を支援し、低コストで、品質の安定した水稻生産を推進
- ・畑作においては、面的集積による露地野菜、こんにゃく、畜産等を主体とする大規模な担い手の育成、観光との連携や加工等の付加価値の高い農業生産を推進
- ・遊休農地の発生防止・再生活動・有効利用の促進、鳥獣害対策の取組支援

7 地域段階における推進母体への支援

- ・関係機関が連携した地域担い手協議会等が地域段階における推進母体となり、課題や情報を共有・分析し、一体的に活動することが必要
- ・県担い手協議会と共に、地域担い手協議会等との連携強化や情報共有などの支援

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の3の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数 51

- ・形態別類型数 個別経営 49、組織経営 2
- ・地域別類型数 中部 38、西部 29、吾妻 20、利根 26、東部 32

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の4の(2)の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数 21
・形態別類型数 個別経営 21
・地域別類型数 中部 16、西部 14、吾妻 9、利根 7、東部 14

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業の受委託を含む)の集積に関する目標及び農用地の面的集積についての目標を次のとおり設定

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標
66%程度
農用地の利用集積あたっては、より効率的な営農を可能とするため、関係機関と連携し、面的集積を促進

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用集積に関する目標の達成を図るためには、遊休農地の発生防止や再生利用の取組を進め、規模縮小を考えている農家などから、農地を目標地図に位置づけられた受け手となり得る農業経営体に効率的に集積することが必要である。このため農地中間管理事業等を活用しながら、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための施策

- ・農地中間管理事業については、効率的かつ安定的な農業経営への農用地利用の集積を農作業受委託を含めた形で推進するとともに、賃借料、農作業受委託料金の適正化を促進
- ・農用地利用改善事業等については、農用地利用改善団体の設立の推進と、担い手が不足している地域での特定農業法人、特定農業団体の設立を推進
- ・委託を受けて農作業の実施を促進する事業等については、地域の特性を踏まえ、地域に適した事業を主体に重点的、効果的な実施を推進
- ・ほ場の効率的活用による生産性の向上を図るため、基盤整備事業等を積極的に推進し、事業を契機とした農作業受託等の総合的推進等、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の4の(2)の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数 21
・形態別類型数 個別経営 21
・地域別類型数 中部 16、西部 14、吾妻 9、利根 7、東部 14

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業の受委託を含む)の集積に関する目標及び農用地の面的集積についての目標を次のとおり設定

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標
66%程度
農用地の利用集積あたっては、より効率的な営農を可能とするため、関係機関と連携し、面的集積を促進

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用集積に関する目標の達成を図るためには、遊休農地の発生防止や再生利用の取組を進め、規模縮小を考えている農家などから、農地を人・農地プランにおける地域の中心経営体に効率的に集積することが必要である。このためには、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等を活用しながら、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための施策

- ・利用権設定等促進事業については、効率的かつ安定的な農業経営への農用地利用の集積を農作業受委託を含めた形で推進するとともに、賃借料、農作業受委託料金の適正化を促進
- ・農用地利用改善事業等については、農用地利用改善団体の設立の推進と、担い手が不足している地域での特定農業法人、特定農業団体の設立を推進
- ・委託を受けて農作業の実施を促進する事業等については、地域の特性を踏まえ、地域に適した事業を主体に重点的、効果的な実施を推進
- ・ほ場の効率的活用による生産性の向上を図るため、基盤整備事業等を積極的に推進し、事業を契機とした利用権の設定等、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進
- ・農地中間管理事業については、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化

- (2) 県指導機関等の役割の明確化及び体制の整備
- ・ 県域段階では、群馬県「人・農地」政策推進会議を県内関係団体で構成
 - ・ 地域段階では、各農業事務所の「人・農地」政策地域推進会議において、市町村等の地域担い手協議会等との連携により総合的に推進

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的事項

第1の4で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、従来にも増して積極的な取組を推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組
- ・ 青年等に向けての情報発信や就農希望者からの相談への対応等による就農意欲の醸成、関係機関が一丸となった就農希望者の受入体制の整備
 - ・ 関係機関において情報共有を図り、就農希望者のニーズに応じた情報提供
 - ・ 県立農林大学校における学生教育の充実、就農希望者の研修制度の充実など、技術習得のための支援

・ 中長期的な取組として、小中高大の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう出前授業等を開催するとともに、進路の選択肢になるようインターンシップを実施

- (2) 定着に向けた取組
- ・ 地域内の農業を担う経営体として地域計画に青年等の位置付けを促すとともに、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、重点指導対象としての巡回指導や交流機会の提供等の成長を促す機会等の提供
- (3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組
- ・ 青年等就農計画制度の普及
 - ・ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された公益財団法人群馬県農業公社が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため次の事業を実施

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）（農業経営基盤強化促進法第7条第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

- (2) 県指導機関等の役割の明確化及び体制の整備
- ・ 県域段階では、群馬県「人・農地」政策推進会議を県内関係団体で構成
 - ・ 地域段階では、各農業事務所の「人・農地」政策地域推進会議において、市町村等の地域担い手協議会等との連携により総合的に推進

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的事項

第1の4で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、従来にも増して積極的な取組を推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組
- ・ 青年等に向けての情報発信や就農希望者からの相談への対応等による就農意欲の醸成、関係機関が一丸となった就農希望者の受入体制の整備
 - ・ 関係機関において情報共有を図り、就農希望者のニーズに応じた情報提供
 - ・ 県立農林大学校における学生教育の充実、就農希望者の研修制度の充実など、技術習得のための支援
 - ・ 公益財団法人群馬県農業公社を群馬県青年農業者等育成センターとして、就農促進のための拠点と位置付けるとともに、関係機関が連携し各種取組を推進

・ 中長期的な取組として、小中高大の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう出前授業等を開催するとともに、進路の選択肢になるようインターンシップを実施

- (2) 定着に向けた取組
- ・ 「人・農地プラン」の地域の中心的な経営体への位置付けを促すとともに、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、重点指導対象としての巡回指導や交流機会の提供等の成長を促す機会等の提供

- (3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組
- ・ 青年等就農計画制度の普及
 - ・ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された公益財団法人群馬県農業公社が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため次の事業を実施

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）（農業経営基盤強化促進法第7条第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の概要

(令和5年〇月改訂)

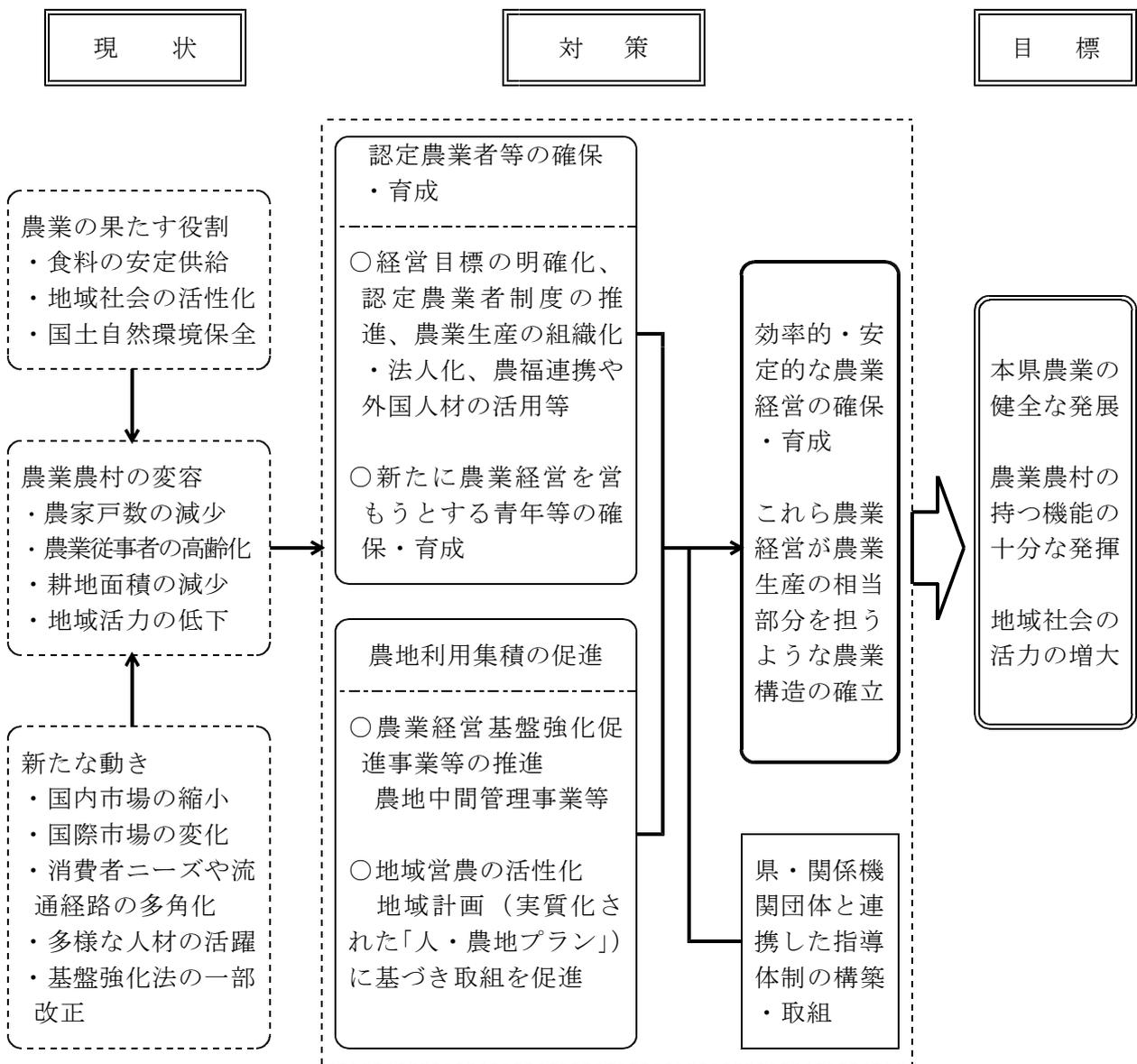
群馬県農政部

まえがき

1 基本方針策定のねらい

農業の果たしている重要な役割、農業をとりまく情勢の変容等を踏まえ、将来にわたって本県農業の健全な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成していくことが緊急かつ重要な課題となっている。

このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確化するとともに、農業経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置等についてその基本的な指針を定めるものとする。



2 基本方針の位置付け

本基本方針は、市町村において策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針とする。

3 基本方針に定める事項

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ・ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ・ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項
- ・ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

4 基本方針の目標年次

本基本方針の目標年次は、令和12年とする。
但し、概ね5年後を目途に見直しを行うものとする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状と課題

- ・ 利根川水系の豊富な水資源、標高差のある変化に富んだ地形や長い日照時間等の自然条件と、大消費地に近接する有利な立地条件等の栽培条件を活かし、1年を通して多彩な農業が営まれている。
- ・ 全国トップクラスの品目も多数生産しているほか、地域の特色を生かした多彩な農産物の生産も盛んであり、首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。
- ・ 農家戸数の減少、基幹的農業従事者の高齢化が進む一方、農業法人数の増加や経営の規模拡大も進展している。
- ・ 耕地面積は減少傾向にあり、遊休農地の発生防止と解消を図り、地域農業の担い手への生産性の高い農地の確保と集積・集約化が課題となっている。

2 本県の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

- ・ 需要動向に即応した地域農業生産の再編成を基本に、省力化やコスト低減、生産量の増大、高品質・高付加価値化等による収益性の高い農業生産を目指し、新鮮で安全な食料の安定的な供給に取り組む。

- ・ 企業的な経営体や新規就農者の確保・育成、農外からの企業参入、農福連携、外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の営農維持等を推進し、地域農業を支える多様な農業従事者・経営体を確保する。
- ・ 地域農業を担い、規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化や集落営農組織等の確保・育成を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化させ、農業の構造改革の推進と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

- ・ 他産業従事者並みの年間労働時間で、他産業従事者並みの所得水準を確保できる効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営が本県農業の相当部分を担う農業構造の確立

<効率的かつ安定的な農業経営の目標>

主たる農業従事者の年間労働時間の目標：	1,750～2,000時間程度
主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標：	概ね500万円
1経営体当たりの年間農業所得の目標：	概ね750万円

<効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の方向性>

(1) 認定農業者の確保・育成

- ・ 認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画に基づく経営改善に向けて、自らの創意工夫で経営改善を進めようとする者に対する支援
- ・ 農業経営改善計画の申請手続のオンライン化推進による利便性の向上
- ・ 更なる経営発展のため、県・市町村は専門的な知識を有する者等の活用による計画の実践結果の分析と新たな計画作成を推進
- ・ 規模拡大や経営体質の強化を積極的に図ろうとする経営体の法人化を推進

(2) 集落営農組織等の確保・育成

- ・ 地域の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化、法人化等を推進
- ・ 法人化した組織の次世代リーダーの育成や組織間連携の推進など、法人運営の高度化を支援
- ・ 米麦に加え、野菜等の新規作物導入の取組を推進し、経営の複合化による経営体質の強化を促進
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が当面困難な地域においては、組織化を図り、集落営農組織を育成

(3) 女性農業者の経営参画の推進

- ・ 家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性起業等を通じた農業経営への女性の参画を促進

- (4) 農村起業の確保・育成
 - ・地域資源を活用した地域活性化への活動、経営の多角化、他産業との連携等を推進し、新たなビジネスを創出
- (5) 企業等の農業参入の推進
 - ・担い手の一形態として企業等の農業参入を推進する。地域との協調の下、相談窓口の運営や企業等と地域との調整活動支援を実施
- (6) 農業を支える多様な人材や経営体の活躍推進
 - ・働き方改革等による働きやすい環境づくり、農福連携、外国人材の受入れ、中小規模・家族経営の維持等の推進により、農業の現場で必要な多様な人材を確保

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・育成の基本的な考え方

- (1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標
 - ・45歳未満の新規就農者の確保目標を年間170人
 - ・45歳以上65歳未満の中高齢者について、他産業従事経験等を活かし意欲的な者を積極的に支援

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

主たる農業従事者の年間労働時間の目標： 1,750～2,000時間

主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標： 概ね250万円

1経営体当たりの年間農業所得の目標： 概ね350万円

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組
 - ・県内14カ所に就農相談窓口を設置し、様々な相談に対応
 - ・提案型の産地受入体制の整備
 - ・効率的かつ計画的な研修が可能な体制整備

5 地域営農の活性化

- ・農業者が地域の現状と将来の課題を関係者で共有し、策定された「地域計画」を鑑み、今後の農地利用を担う農業経営体等への農地集積・集約を促進するとともに、将来を見据えた地域農業の担い手の確保を推進

6 地域別の取組

- ・基盤整備事業等による生産基盤の整備を促進

- ・土地利用型農業については、農地中間管理機構が行う事業等を活用した規模拡大、農地の連坦化による生産性の向上を促進
- ・集約型農業については、産地形成、ブランド化等を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成

(1) 平坦地域

- ・水田作地域では、集落営農組織の確保・育成、面的集積による生産性の向上、複合化や法人化による経営力の強化を推進
- ・畑作地域では、園芸作物や畜産経営等における生産技術の高度化・規模拡大等による経営の効率化を推進

(2) 中山間地域

- ・水田農業においては、機械・施設の共同利用や農作業受託体制整備を支援し、低コストで、品質の安定した水稻生産を推進
- ・畑作においては、面的集積による露地野菜、こんにゃく、畜産等を主体とする大規模な担い手の育成、観光との連携や加工等の付加価値の高い農業生産を推進
- ・遊休農地の発生防止・再生活動・有効利用の促進、鳥獣害対策の取組支援

7 地域段階における推進母体への支援

- ・関係機関が連携した地域担い手協議会等が地域段階における推進母体となり、課題や情報を共有・分析し、一体的に活動することが必要
- ・県担い手協議会と共に、地域担い手協議会等との連携強化や情報共有などの支援

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の3の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数	51
・形態別類型数	個別経営 49、組織経営 2
・地域別類型数	中部 38、西部 29、吾妻 20、利根 26、東部 32

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

各地域で展開している優れた経営と地域の特徴等を踏まえ、第1の4の(2)の目標の達成を可能とする農業経営の指標として以下のとおり経営類型を策定

経営類型総数	21
・形態別類型数	個別経営 21
・地域別類型数	中部 16、西部 14、吾妻 9、利根 7、東部 14

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業の受委託を含む）の集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標を次のとおり設定

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標

66%程度

農用地の利用集積にあたっては、より効率的な営農を可能にするため、関係機関と連携し、面的集積を促進

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用集積に関する目標の達成を図るためには、遊休農地の発生防止や再生利用の取組を進め、規模縮小を考えている農家などから、農地を目標地図に位置づけられた受け手となり得る農業経営体に効率的に集積することが必要である。このため、農地中間管理事業等を活用しながら、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための施策

- ・農地中間管理事業については、効率的かつ安定的な農業経営への農用地利用の集積を農作業受委託を含めた形で推進するとともに、賃借料、農作業受委託料金の適正化を促進
- ・農用地利用改善事業等については、農用地利用改善団体の設立の推進と、担い手が不足している地域での特定農業法人、特定農業団体の設立を推進
- ・委託を受けて農作業の実施を促進する事業等については、地域の特性を踏まえ、地域に適した事業を主体に重点的、効果的な実施を推進
- ・ほ場の効率的活用による生産性の向上を図るため、基盤整備事業等を積極的に推進し、事業を契機とした農作業受託等の総合的推進等、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進

(2) 県指導機関等の役割の明確化及び体制の整備

- ・県域段階では、群馬県「人・農地」政策推進会議を県内関係団体で構成
- ・地域段階では、各農業事務所の「人・農地」政策地域推進会議において、市町村等の地域担い手協議会等との連携により総合的に推進

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的事項

第1の4で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、従来にも増して積極的な取組を推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組
 - ・ 青年等に向けての情報発信や就農希望者からの相談への対応等による就農意欲の醸成、関係機関が一丸となった就農希望者の受入体制の整備
 - ・ 関係機関において情報共有を図り、就農希望者のニーズに応じた情報提供
 - ・ 県立農林大学校における学生教育の充実、就農希望者の研修制度の充実など、技術習得のための支援
 - ・ 中長期的な取組として、小中高大の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう出前授業等を開催するとともに、進路の選択肢になるようインターンシップを実施
- (2) 定着に向けた取組
 - ・ 地域内の農業を担う経営体として地域計画に青年等の位置付けを促すとともに、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、重点指導対象としての巡回指導や交流機会の提供等の成長を促す機会等の提供
- (3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組
 - ・ 青年等就農計画制度の普及
 - ・ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された公益財団法人群馬県農業公社が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため次の事業を実施

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）（農業経営基盤強化促進法第7条第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）